令和3年度中央市一般会計補正予算(第4号)

令和3年度中央市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,119,747千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,614,035千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

				款								項		
10	地		方	交	ž	付		税						
									1	地	方	交	付	税
12	分	担	金	及	び	負	担	金						
									1	負		担		金
14	国		庫	支	,	出		金						
									1	玉	庫	負	担	金
									2	玉	庫	補	助	金
15	県		支			出		金						
									1	県	負		担	金
									2	県	補		助	金
17	寄			饼	†			金						
									1	寄		附		金
18	繰			フ				金						
									1	基	金	繰	入	金
20	諸			巾	ζ			入						
									3	雑				入
21	市							債						
									1	市				債
				歳			入			合		計		

補正前の額	補 正 額	計
1, 980, 010	568, 843	2, 548, 853
1, 980, 010	568, 843	2, 548, 853
240, 771	9, 887	250, 658
240, 771	9, 887	250, 658
1, 879, 598	102, 843	1, 982, 441
1, 427, 214	5, 044	1, 432, 258
445, 956	97, 799	543, 755
887, 852	22, 931	910, 783
531, 424	1,870	533, 294
275, 050	21,061	296, 111
250, 003	3,000	253, 003
250, 003	3,000	253, 003
1, 223, 599	△346, 923	876, 676
1, 203, 599	△346, 923	856, 676
529, 185	771, 039	1, 300, 224
525, 518	771, 039	1, 296, 557
1, 957, 472	△11,873	1, 945, 599
1, 957, 472	△11,873	1, 945, 599
14, 494, 288	1, 119, 747	15, 614, 035

			款									Į	頁				
1	議		(会			費										
								1	議				会				費
2	総		Ž	務			費										
								1	総		務		管		理		費
								2	企				画				費
								3	徴				税				費
								4	戸	籍	住	民	基	本	台	帳	費
								6	防				災				費
3	民		/ -	生			費										
								1	社		会		福		祉		費
								2	児		童		福		祉		費
								3	生		活		保		護		費
4	衛		<i>/</i>	生			費										
								1	保		健		衛		生		費
6	農	林	水	産	:	業	費										
								1	農				業				費
7	商		-	工			費										
								1	商				工				費
8	土		-	木			費										
									土		木		管		理		費
								2	道		路		橋		梁		費
								4	都		市		計		画		費
								5	住				宅				費
9	消		[防			費										
								1	消				防				費
10	教		=	育			費										
								1	教		育		総		務		費
								2	小			学		校			費
								3	中			学		校			費
								4	社		会		教		育		費
								5	保		健		体		育		費
13	諸		支		出		金										
								2	基				金				費

補正前の額	補 正 額	計
150, 238	△3, 420	146, 818
150, 238	△3, 420	146, 818
1, 587, 847	7, 860	1, 595, 707
1, 032, 357	20, 078	1, 052, 435
120, 307	△1,821	118, 486
183, 333	△2, 703	180, 630
126, 826	△5, 240	121, 586
90, 593	△2, 454	88, 139
5, 088, 773	72, 755	5, 161, 528
2, 073, 425	19, 791	2, 093, 216
2, 639, 373	29, 904	2, 669, 277
310, 587	23, 060	333, 647
1, 009, 956	53, 664	1, 063, 620
558, 337	53, 664	612, 001
519, 569	△16, 810	502, 759
499, 574	△16, 810	482, 764
541, 557	53, 164	594, 721
541, 557	53, 164	594, 721
1, 716, 297	449	1, 716, 746
38, 193	△9, 058	29, 135
446, 850	8, 930	455, 780
1, 185, 260	3, 577	1, 188, 837
32, 250	△3,000	29, 250
508, 391	1, 210	509, 601
508, 391	1, 210	509, 601
1, 416, 412	620, 875	2, 037, 287
136, 780	△4, 180	132, 600
355, 972	610, 554	966, 526
137, 201	12, 209	149, 410
190, 930	2, 332	193, 262
595, 529	△40	595, 489
264, 597	330, 000	594, 597
264, 596	330,000	594, 596

款			項	
歳	出	合	章十	

補正前の額	補 正 額	= +
14, 494, 288	1, 119, 747	15, 614, 035

第2表 継続費補正

1 追 加

款	項	項 事業名 総 (千		年 度	年割額 (千円)
	1	本事	0.400	令和3年度	1, 430
2 総 務 費	1 総務管理費	文書法制費	2, 420	令和4年度	990

2 変 更

			補	正	前	補	正	後	
款	項	事業名	総額	年	年割額	総額	年	年割額	
			(千円)	度	(千円)	(千円)	度	(千円)	
				平成 30 年度	285, 000		平成 30 年度	285, 000	
				令和元年度	55, 500		令和元年度	55, 500 55, 500	
10	2	リニア建設に伴う	406,000	令和2年度	55, 500	0.041.040	令和2年度		
教育費	小学校費	田富北小 学校移転 整備事業	496, 000	令和3年度	55, 500	2, 041, 940	令和3年度	643, 000	
				令和4年度	44, 500		令和4年度	657, 700	
				令和5年度	0		令和5年度	345, 240	

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方 法	利 率	償還の方法
市町村振興資金	121, 900	並深代世	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と協 議する。
合 計	121, 900	普通貸借	該見直し後の利率)	ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 変 更

	補		正	前	補		正	後
起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の 方 法
合併特例事業債	661, 200	普通	率しで入資つ直式りるに、	融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の都合	629, 800	普通	率しで入資つ見方借れ金に、	ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協 議する。 ただし、財政 その他の都合
臨時財政対策債	735, 000	貸借	見をたおは、	により、据置期間を短縮し、供属では、繰り、関本短縮し、操工は、繰利には、とができる。	632, 627	貸借	見をたおおは、当ないのでは、当ないのでは、	により、据置期間を短縮し、信選別を短縮し、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和3年度中央市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和3年度中央市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,076千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,193,292千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

	款					項			
6 繰	入	金							
			1 —	般	会	計	繰	入	金
	歳	入	合		言	+			

補正前の額	補 正 額	<u>≒</u>
281, 480	△2, 076	279, 404
281, 480	△2, 076	279, 404
3, 195, 368	△2, 076	3, 193, 292

歳 出

	款				項		
1 総	務	費					
			1 総	務	管	理	費
	歳	出	合		計		

補正前の額	補 正 額	計
76, 017	△2, 076	73, 941
71, 320	△2, 076	69, 244
3, 195, 368	△2, 076	3, 193, 292

令和3年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和3年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313,236千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳入

	款					項			
3 繰	入	金							
			1 —	般	会	計	繰	入	金
	歳	入	合		言	+			

補正前の額	補 正 額	<u> </u>
94, 720	340	95, 060
94, 720	340	95, 060
312, 896	340	313, 236

歳 出

	款				項		
1 総	務	費					
			1 総	務	管	理	費
	歳	出	合		計		

補正前の額	補 正 額	計
32, 496	340	32, 836
31, 073	340	31, 413
312, 896	340	313, 236

令和3年度中央市介護保険特別会計補正予算(第1号)

令和3年度中央市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,477千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,142,068千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳入

		蒙	¢							項			
1	保		険		料								
						1	介	討	色	保	ß		料
3	玉	庫	支	出	金								
						2	玉	眉	Ī	補	耳	カ	金
5	県	支		出	金								
						2	県		補		助		金
7	繰		入		金								
						1		般	会	計	繰	入	金
8	繰		越		金								
						1	繰			越			金
			歳		入		合		言	+			

補正前の額	補 正 額	計
442, 017	150	442, 167
442, 017	150	442, 167
490, 170	250	490, 420
125, 041	250	125, 291
283, 072	125	283, 197
12, 924	125	13, 049
326, 264	5, 103	331, 367
326, 264	5, 103	331, 367
1,000	54, 849	55, 849
1,000	54, 849	55, 849
2, 081, 591	60, 477	2, 142, 068

歳 出

				款							項		
1	総			務			費						
								1	総	務	管	理	費
3	地	域	支	援	事	業	費						
								3	包括	舌的支援等	等事業費	• 任意	事業 費
4	諸		支		出		金						
								1	償		還		金
				歳		出			合		計		_

補正前の額	補 正 額	計
44, 241	4, 100	48, 341
25, 830	4, 100	29, 930
81, 213	650	81, 863
44, 560	650	45, 210
402	55, 727	56, 129
402	55, 727	56, 129
2, 081, 591	60, 477	2, 142, 068

令和3年度中央市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和3年度中央市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和3年度中央市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 農業集落排水事業収益	247,584千円	3,280千円	250,864千円
第2項 営業外収益	207,143千円	3,280千円	210,423千円
	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 農業集落排水事業費用	247,584千円	3,280千円	250,864千円
第1項 営業費用	223,744千円	3,280千円	227,024千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条中「33,024千円」を「33,524千円」に改め、資本的支出の予定額を 次のとおり補正する。

	文出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	142,779千円	500千円	143,279千円
第1項 建設改良費	2,500千円	500千円	3,000千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正) 第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	職員給与費	11,747千円	250千円	11,997千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「143,610千円」を「146,890千円」に改める。

令和3年度中央市上水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和3年度中央市上水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和3年度中央市上水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	288,937千円	2,750千円	291,687千円
第1項 営業収益	268,047千円	2,750千円	270,797千円
	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	267,708千円	3,320千円	271,028千円
第1項 営業費用	240,650千円	3,320千円	243,970千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正) 第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	26,261千円	570千円	26,831千円